

土地の募集から売買までの流れ

STEP① 土地情報の募集

市が代替地となる土地を募集し、申請のあった土地を集約して管理します。



土地を提供します

代替地の提供者

「登録申請書(第1号様式)」を提出



支障がなければ登録を通知



相模原市

※土地の情報は市が適切に管理します。

※登録した土地の状況に変化があった場合や、登録を取り消したい場合などは、「取消・変更申請書（第6号様式）」を市にご提出ください。

STEP② 土地情報の提供

道路用地の地権者から代替地の取得希望があった際、市から土地情報を紹介します。



代替地を希望します

道路用地の地権者

代替地の取得希望



登録のある土地情報を紹介



相模原市

STEP③ 相談・協議

相模原市を含む関係者全員で土地の引き渡し条件等について話し合いを行います。

STEP④ 契約

関係者間の合意のもと、土地の引き渡しに関する契約手続きを行います。

代替地の提供者に
支払った補償金の残額

補償金※

代替地

道路用地

道路用地の地権者



相模原市

土地代金※

道路用地の地権者に対する
補償金を土地代金に充当

代替地

代替地の提供者

・STEP 3 の相談・協議の結果、道路用地の地権者と代替地の提供者の2者間で契約する場合も想定されます。